

備前渠だより



令和2年7月発行



(整備後)



(整備前)

・本庄市山王堂地内にある取入口暗渠の出口と御陣場川が合流する付近の堤塘敷が、雑木林が伐採され、護岸が整備されたことにより綺麗になりました。

備前渠用水路土地改良区

事務所所在地 埼玉県熊谷市弥藤吾2450番地 (妻沼行政センター内)

電話：048-(567)-3115

FAX：048-(589)-1071

理事長あいさつ 理事長 高田博之

改良区だより発行にあたり、ご挨拶を申し上げます。

組合員の皆様方には平素より、土地改良区の事業運営等全般にわたり、ご支援を頂いておりますことに心からお礼申し上げます。

今年の総代会は、本来であるならば、総代の方々に、組合員の代表としてご出席いただき、議決に参加していただくことがとても大事なことでありますが、新型コロナウイルスの感染症の拡大防止の観点から、書面による議決を採り入れて開催いたしました。皆様も手洗い、うがい、消毒の励行など感染防止に努められていることとは思いますが出来るだけ早く感染の流行が終息するように祈っております。



さて、去年は台風19号による農地や農業水利施設へ甚大な被害が発生しました。本土地改良区は、本庄市内にある備前渠用水の取入口に大量の土砂が積り、利根川の水を堰き止めているテトラポットが流れてしまい取水ができなくなっておりましたが、災害復旧事業で災害仮復旧工事を行い、取水できるようになりました。

また、本土地改良区では、昨年度に備前渠の世界かんがい施設遺産の候補施設への申請を行いました。その決定の報告が5月26日にあり、備前渠用水路は無事に国内選考を通過することができました。その後は、国際かんがい排水委員会（ICID）本部で設置される審査委員会において、世界かんがい施設遺産への登録の可否について審査が行われます。ここまで来ることができたのは、応援してくれた組合員の皆さま、協力して下さったアドバイザーの方々や大里農林振興センターのおかげだと思っております。400年以上の長い歴史をもつ備前渠用水路を守り、より良い形で後世に残していくことも、備前渠用水路土地改良区の責務と考えております。

用水施設の長寿命化など、果たすべき課題は数多く、そこに向けての取り組みは困難なものでありますが、地域農業の根幹を担う農業用水の維持管理を主体とした土地改良区の責務として、役職員一同団結し、努力して参る所存ですので、一層のご理解とご協力を頂きますよう重ねてお願い申し上げます。

最後になりましたが、組合員の皆さま方のご多幸をご祈念申し上げます。まして挨拶とさせていただきます。

祝 備前渠が世界かんがい施設遺産申請施設に決定

5月26日に備前渠用水路が世界かんがい施設遺産の国内選考を通過し、無事に申請施設に選ばれました。今度はインドにあるICID本部に設置される審査委員会において、世界かんがい施設遺産への登録の可否について審査が行われます。その後、第71回ICID国際執行理事会において発表されます。

令和2年世界かんがい施設遺産申請施設の決定について

Tweet  

令和2年5月26日
農林水産省

国際かんがい排水委員会(ICID)日本国内委員会は、世界かんがい施設遺産候補施設として3施設をICID本部へ申請することを決定しました。

1.概要

世界かんがい施設遺産とは、かんがいの歴史・発展を明らかにし、理解醸成を図るとともに、かんがい施設の適切な保全に資するために、歴史的なかんがい施設を国際かんがい排水委員会(※ICID)が認定・登録する制度であり、平成26年に創設されました。登録により、かんがい施設の持続的な活用・保全方法の蓄積、研究者・一般市民への教育機会の提供、かんがい施設の維持管理に関する意識向上に寄与するとともに、かんがい施設を核とした地域づくりに活用されることが期待されており、昨年までに、国内の39施設が登録されています。

ICID: International Commission on Irrigation and Drainage、本部所在地: インド、ニューデリー

2.国際かんがい排水委員会への申請施設の決定について

ICID日本国内委員会(事務局: 農村振興局整備部設計課)において、令和元年12月16日(月曜日)から令和2年2月14日(金曜日)までの間、世界かんがい施設遺産の国内申請を受け付けました。申請のあった施設について、ICID日本国内委員会において審査を行った結果、以下の3施設を世界かんがい施設遺産の候補施設としてICID本部に申請することを決定しました。

1. 天狗岩用水(てんぐいわようすい)(群馬県前橋市、高崎市、玉村町)
2. 備前渠用水路(びぜんきょようすいろ)(埼玉県本庄市、深谷市、熊谷市)
3. 常西合口用水(じょうさいごうくちようすい)(富山県富山市)

3.今後の予定

ICID本部に設置される審査委員会において、世界かんがい施設遺産への登録の可否について審査が行われます。登録と判断された施設は、第71回ICID国際執行理事会において発表されることとなります。

※第71回ICID国際執行理事会は、令和2年9月にオーストラリアで開催される予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて、令和2年12月1日(火曜日)から令和2年12月7日(月曜日)の間にモロッコで開催することが検討されています。

〈 第 6 9 回 通常総代会開催 〉

備前渠用水路土地改良区第69回通常総代会が、3月26日熊谷市めぬま農業研修センターの大会議室で新型コロナウイルスの感染拡大防止の為、書面による議決をとり入れ少人数にて開催されました。

平成30年度決算・財産目録の承認や令和2年度予算を始め、16の議案が上程され、いずれも原案どおり可決承認されました。

提 出 議 案

- 議案第 1号 平成30年度一般会計収入支出決算の承認について
- 議案第 2号 平成30年度特別会計農地転用決済金収入支出決算の承認について
- 議案第 3号 平成30年度特別会計財政調整金収入支出決算の承認について
- 議案第 4号 平成30年度特別会計退任慰労金収入支出決算の承認について
- 議案第 5号 平成30年度事業報告及び財産目録の承認について
- 議案第 6号 令和元年度一般会計収入支出補正予算専決処分の承認について
- 議案第 7号 令和元年度特別会計財政調整金収入支出補正予算専決処分の承認について
- 議案第 8号 令和元年度特別会計退任慰労金収入支出補正予算専決処分の承認について
- 議案第 9号 組合費の賦課及び徴収方法等について
- 議案第10号 令和2年度一般会計収入支出予算について
- 議案第11号 令和2年度特別会計農地転用決済金収入支出予算について
- 議案第12号 令和2年度特別会計財政調整金収入支出予算について
- 議案第13号 令和2年度特別会計退任慰労金収入支出予算について
- 議案第14号 一時借入金並びに余裕金の預入先について
- 議案第15号 総代の選挙について
- 議案第16号 備前渠用水路土地改良区「定款の一部改正」及び「定款附属書役員選挙規程の一部改正」「定款附属書土地改良区総代選挙規程」及び「利水調整規程」並びに「土地改良区規約の一部改正」について

平成 3 0 年 度 事 業 の 実 施 状 況

平成30年度 事業の実施状況は次のとおりでした。関係地区の皆様、ご協力ありがとうございました。

【県営土地改良事業】

◆基幹水利施設ストックマネジメント事業（備前渠用水三期地区）

◆県費単独土地改良事業

- 取水口付近袋玉石設置工事
- 内ヶ島地内護岸復旧工事
- 高畑・上敷免地内水路掘削工事
- 取水ゲート補修工事



【改良区単独事業】

- 高畑地内鷲宮堰浚渫工事
- 備前渠主要堰（第三樋門及び矢島堰他5堰）点検業務委託
- 環境整備（堤塘敷篠刈除草・伏越、堰他塵芥作業・クリーン作戦他）

平成30年度一般会計決算

本土地改良区の平成30年度における収支決算のあらましをご報告いたします。

■一般会計 歳入歳出決算

歳入科目	本年度決算額	歳出科目	本年度決算額
組合費	35,563,540円	事務費	15,488,606円
使用料及び手数料	8,490,868円	維持管理費	3,848,183円
補助金	10,054,870円	災害復旧費	0円
寄付金	0円	分担金及び負担金	11,251,180円
雑収入	2,487,943円	積立金	0円
借入金	0円	財産費	10,000,000円
繰入金	0円	補助金	0円
分担金及び負担金	0円	諸支出金	94,920円
過年度収入	0円	諸費	17,376円
繰越金	24,135,875円	償還費	0円
		事業費	15,007,680円
		選挙管理費	0円
		予備費	0円
合計	80,733,096円	合計	55,707,945円

歳入歳出差引残高：25,025,151円 翌年度へ繰越

■特別会計決算

会計区分	歳入	歳出	翌年度へ積立金
農地転用決済金	100,958,610円	0円	100,958,610円
財政調整金	84,546,874円	0円	84,546,874円
退任慰労金	1,811,634円	0円	1,811,634円

未収賦課金の対応について

現在、滞納されている未収入の組合費賦課金により、改良区の財政に支障が出ています。

土地改良区では、貴重な財源である組合費賦課金の完納を目指すと共に、賦課金納付の公平性を保つ為、滞納への対策を行っております。

納期限内に納付が確認できない場合には、未納である旨を再度通知し、それでも納付が確認できない方には、役員・総代・職員による戸別訪問などの対応を実施しています。

今後も引き続き未収賦課金の解消に取り組んで参ります。

☆ 未収賦課金は、新しい権利者に引き継がれます

未収賦課金のある土地を取得すると、土地改良法第42条（権利義務の承継及び決済）により新しい権利者に支払いが継承されますので、未収賦課金の納入にご協力ください。

令和2年度予算の状況

令和2年度における予算のあらましをお知らせします。

■一般会計 歳入歳出予算

単位：円

歳入科目	本年度予算額	歳出科目	本年度予算額
組合費	35,951,000円	事務費	20,138,000円
使用料及び手数料	7,577,000円	維持管理費	6,538,400円
補助金	197,754,800円	災害復旧費	195,316,000円
寄付金	1,000円	分担金及び負担金	5,578,000円
雑収入	101,000円	積立金	2,000,000円
借入金	0円	財産費	0円
繰入金	0円	補助金	0円
分担金及び負担金	1,000円	諸支出金	210,000円
過年度収入	0円	諸費	200,000円
繰越金	21,000,000円	償還費	0円
		事業費	22,000,000円
		選挙管理費	0円
		予備費	10,405,400円
合計	262,385,800円	合計	262,385,800円

■特別会計 歳入歳出予算

単位：円

会計区分	歳入	歳出	翌年度へ積立金
農地転用決済金	103,137,000円	0円	103,137,000円
財政調整金	64,559,000円	0円	64,559,000円
退任慰労金	3,691,000円	0円	3,691,000円

【組合費の賦課について】

土地改良区組合費賦課金は、毎年7月1日現在で登録されている耕作者または所有者に賦課されます。土地改良法に基づく当改良区の定款により、改良区区域内の農業用水施設の維持管理事業に充てる事を目的として、賦課しています。休耕・転作などを行っている農地でも、通常通り賦課されます。

経常賦課金 → 1㎡あたり3円80銭（10円未満は四捨五入）

賦課対象 → 改良区管内の田んぼ

納入期限 → 令和2年7月31日

納入方法 → 口座振替契約による口座引落とし・納入通知書による直接納入

【深谷市産業祭に参加】

令和元年11月9日～10日に開催された深谷市産業祭に参加し、来場された多くの方へ農業用水である備前渠用水路のPR活動を行いました。

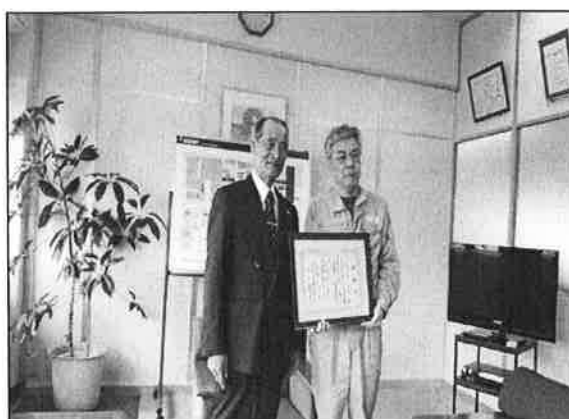
備前渠用水路ブースの中では、備前渠用水路を紹介するDVDを流して来場された方に見て頂いたり、「米一俵にチャレンジ」と銘打って、米俵を持ち上げた人にはお米をプレゼントしました。他にも、メダカの販売、彼岸花の球根の無料配布等を行いました。

深谷市産業祭の様子



【感謝状贈呈について】

台風19号において備前渠用水路が被害を受けたことを知り、DOWAハイテック株式会社様より、災害復旧事業の事業費に充てて欲しいと多額の寄付金を頂きました。そのことについて、令和2年4月20日にDOWAハイテック株式会社に当土地改良区より、寄付金の御礼として感謝状を贈呈しました。



備前渠用水路世界かんがい施設遺産へ

備前渠用水路を世界かんがい施設遺産へ登録申請をするにあたり、世界かんがい施設遺産登録申請報告会が開催されました。令和2年1月30日、申請書作成に、御意見を頂いた四人のアドバイザーの方々をお招きし、順番に講評をしてもらいました。また申請書の内容を説明したDVDを見てもらいました。

申請報告会の様子



DVD鑑賞中の様子



利根川取入口防護フェンス塗装作業と野外理事会について

今まで、災害などにより土砂で半分程埋もれていた取入口防護フェンスが昨年度行いました災害仮復旧工事により、土砂が取り除かれ、埋もれていた部分が出てきました。

塗装が剥がれ、だいぶ発錆が見られました。それを5月15日に役員の方々に参加して頂き、防護フェンスの塗装を行いました。またコロナウィルスの影響で開催できなかった役員会を野外という形で、その場で行いました。



賦課金についてのお知らせ

県営事業 備前渠Ⅲ期にかかる事業費に充てる為、平成26年の臨時総代会に於いて、特別賦課金を平成27年度から5年間徴収致しますとお知らせしましたが、今年度からは特別賦課金ではなく、経常賦課金を1㎡あたり2円80銭+1円の3円80銭とさせて頂きます。ご理解の程宜しくお願い致します。

県営かんがい排水事業（長寿命化）備前渠第Ⅲ期地区 令和元年度事業の報告について

本庄市山王堂地内にある備前渠用水路取入口の暗渠出口から第三樋門の間の導水路を県営事業により工事を行いました。

備前渠用水路利根川取水施設における導水路の補修工事で、補修工事区間の雑木を伐採し、護岸工事を行いました。



取入口の仮復旧工事しました

昨年の台風 19 号により被害を受けて、土砂が堆積してしまった取入口を、国の災害復旧事業により、土砂の浚渫や 308 個の根固めネット設置などの整備補修を実施しました。これらの工事により、十分な水位を確保できるようになりました。昨年度の工事は仮復旧工事になり、今年度に新たに本復旧工事を行います。



工事完了後の取入口



令和元年度事業の報告

令和元年度は、用水時期が終わった後に、県費単独土地改良事業により工事を実施しましたので、ご報告します。

工事に関係した地域の皆様には、期間中ご協力いただき、ありがとうございました。

・ 県費単独土地改良事業

用水シーズン終了後に、本庄市宮戸地内、熊谷市八木田・弥藤吾地内の合計3ヵ所で、取水ゲートの補修工事を実施しました。

また、熊谷市弥藤吾地内で護岸の内側が流されて崩落しそうになっていた所を護岸復旧整備工事を実施しました。他にも熊谷市永井太田地内で用水路内に土砂がせり出し水路が対岸の護岸を削ってしまった所の水路復旧工事を実施しました。

これらの工事により、安定した水の流れの確保が出来るようになりました。

【備前渠用水路ゲート補修工事】

本庄市宮戸地内（右）・熊谷市八木田地内（下）・弥藤吾地内（右下）にある、取水ゲートの補修を実施しました。

経年劣化で動きが悪くなっていたゲートの交換や補修を行い、見違えるようにキレイになりました。

【本庄市宮戸】



【熊谷市八木田】



【熊谷市弥藤吾】



【熊谷市弥藤吾地内 護岸復旧工事】



【熊谷市永井太田地内 水路復旧工事】



改良区からのお知らせ

【総代・役員選挙のお知らせ】

備前渠用水路土地改良区総代の任期が、令和2年10月20日をもって満了となり総代選挙を行います。この選挙は、今後4年間組合員の代表として、当土地改良区の決算の承認や予算の議決、役員選挙など重要な事柄を決める総代会を組織する方を選ぶ組合員の皆さんとも関係の深い選挙です。総代の定数は今回の選挙から変わり56名から38名になります。総代の選挙区及び選挙区において選挙すべき総代の定数は次のとおりです。

選挙区	選挙区域	総代の定数
第1選挙区	本庄市	1名
第2選挙区	深谷市	18名
第3選挙区	熊谷市	19名



また、当土地改良区の現役員（理事・監事）についても、令和3年3月末をもって任期満了となります。今回の選挙から役員の数も変わり、25名から19名（内員外監事1名含む）になります。役員は総代が総代会において役員選挙を実施いたしますので、併せてご連絡いたします。

【用水は限られています、節水にご協力下さい！！】

備前渠用水路では、国から許可を受けて利根川より取水しています。この農業用水の取水量については、許可水利権によって総量の上限や期別ごとに決められていて、それ以上の取水は出来ません。

農業用水は、貴重な資源です。お互いゆずりあって大切に使いましょう。

稲の高温障害対策には根の活性維持が重要です。

適切な中干しを行い、出穂後7日以降は、
間断かん水をして根にしっかり空気を送り
ましょう。不要な掛け流しをせず、上流・
下流の全地区へ用水がゆき渡るようにご協力をお願い致します。



年間通水について

本年度の年間通水は、特に緊急の工事が発生しなければ、水環境等の悪化を防ぐため、環境維持用水として冬季も通水する予定ですので、よろしくお願ひします。

改良区からのお知らせ

【組合員資格の変更があったとき】

- ◎ 土地の所有権や耕作権が移動した場合
- ◎ 農業者年金等による経営移譲があった場合
- ◎ 生前一括贈与や死亡により名義の変更があった場合
- ◎ 住所などが変更された場合

→ ^{くみあいんしかくとくそうつうち} **組合員資格得喪通知**を、資格を喪失した方と取得した方と連名で提出して下さい。この届出がない場合、組合費は従前の土地所有者や耕作者に賦課・通知されますのでご注意ください。

※農業委員会へ農用地の利用権に基づく届出を提出しても、土地改良区へ届出をしなければ変更されません。

資格得喪通知の記入例

新しく組合員になる方の名前や住所を記入して下さい

備前渠用水路土地改良区理事長 様				通知年月日		令和	年	月	日	
土地改良法第 43 条第 1 項により通知します。										
得喪の原因 (○で囲む)	1. 耕作権移転 2. 所有権移転 3. 地目変更 4. 合意契約 5. 交換 6. 経営委譲 7. 組合員死亡 8. その他 ()				取得組合員	住所		電話		-
						氏名				(印)
						生年月日	明治・大正・昭和	年	月	日生
資格喪失の年月日	令和 年 月 日				喪失組合員	住所		電話		-
		氏名				(印)				
土地の所在	市町村名	大字名	字名	地番	地目	用途	地積	備考		
	これまでの組合員さんの名前を記入して下さい									
	土地の面積などは、改良区の台帳で確認できますので、事務所までご連絡下さい。									

【農地を転用するとき】

- ◎ 住宅や駐車場等へ転用する場合《決済金：1㎡当り130円》
- ◎ 公共用地への買収により転用する場合《決済金：1㎡当り100円》

→ ^{のうちてんようなど つうちしよ} **農地転用等の通知書**を提出して下さい。

内容を審査した上で、意見書を発行しますので、その際に農地転用決済金を納入していただきます。

施設の維持管理及び事業を実施する費用は、皆様からお預かりしている賦課金で賄われています。一部の農地が農地転用により地区から除外されると、残された農地に対する負担が大きくなってしまいます。

この費用負担の増加を緩和するために納付いただくのが農地転用決済金です。

※ 意見書が必要な場合、1件あたり1,000円の発行手数料がかかります。

届出が無い場合、従来どおり賦課されてしまいますので、ご注意ください。

【水の事故への注意】

本格的な用水時期を迎えた水路には、大量の水が流れており大変危険です。夏休みも身近に迫り、外で遊ぶ子供たちの姿を多く見るようになりました。

土地改良区でも危険防止につとめていますが、悲惨な水の事故から守る為、組合員の皆さまにも、子供たちが用水路の側で遊んでいるのを見かけたら、危ないので近づかないようにお声がけの協力をお願いいたします。



【ゴミを捨てられて困っています。】

備前渠の取入口や土手、水路の中にビニールや野菜クズ、刈った草等が捨てられています。

捨てられたゴミは、水路周辺の環境を害し悪臭などの原因となるばかりか、水路に落ちたゴミは各堰に溜まってしまい、通水に支障をきたしてしまいます。

役職員や堰当番がゴミの清掃を順次行っておりますが、それが間に合わない程、多くの場所でゴミが捨てられています。その処分費用は、皆様からお預かりした賦課金によって賄われています。

ゴミの不法投棄は河川法及び廃棄物処理法により処罰される犯罪です。(5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金)

水路や堤塘敷などの土地改良区施設は、組合員皆さんの大切な財産であり、ゴミ捨て場ではありません。組合員の皆さんや地域の方々のご協力をお願いします。



↑ 備前渠用水路の取入口に溜まったゴミ

〈事務局の紹介〉

熊谷市妻沼地区土地改良区合同事務所では、現在、備前渠用水路土地改良区をはじめ、妻沼西南土地改良区、秦第二土地改良区、秦土地改良区、江袋溜井土地改良区、長井用水維持管理組合の事務全般を行っております。事務所は、妻沼行政センター2階にあります。改良区に関するお問い合わせやご質問は事務局までお願いいたします。

役職	氏名
事務局長	牛山 美津子
課長補佐	針ヶ谷 澄枝
臨時職員	高田 雄介
臨時職員	今井 健斗

☎ 048-567-3115

FAX 048-589-1071



持続化給付金のお知らせ

～最大100万円が給付されます～

「持続化給付金」は、新型コロナウイルス感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えするために支給するものです。

ポイント

① 税務申告をした農業者が対象になります。

昨年の事業収入額や所得に関する要件はありません。

※ただし、昨年の事業収入について税務申告をしていることが必要です。

- ✓ 2019年の、確定申告（所得税）又は住民税の申告のいずれかを行って
いれば、申請が可能です。
- ✓ 昨年の事業収入を基に支払われますので、昨年赤字申告の方も対象です。

② 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、

今年のいずれかの月の事業収入が、①で申告した年間事業収入を12で割った額（平均月収）の50%以下であれば対象になります。

- ✓ 2020年1～12月のいずれかのひと月の事業収入が、2019年の平均月収（※）の50%以下であれば、次の計算方法を用いて給付額を計算します。
※2019年の平均月収は、申告書に記載されている年間事業収入を12で割った額。

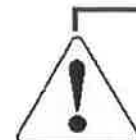
給付額の計算方法（上限：100万円）

給付額 = 2019年の年間事業収入 - (申請対象とする月の収入 × 12か月)

③ パソコン・スマホで申請可能です。対面での申請窓口も設置します。

- ✓ 対面での申請支援窓口も全国で設置予定です。
- ✓ 影響の大きい地域では、農協も申請支援を行う予定です。

※ 一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。
※ 詳細は、申請要領等をご確認ください。



「持続化給付金」
を装った詐欺に
ご注意ください

申請書類

氏名、住所、生年月日、電話番号等の基本情報に加え、次の書類が必要です。

- ① 2019年分の**確定申告書第一表**の控え（収受日付印が押してあるもの）（※）
（青色申告者にあつては、**所得税青色申告決算書（2枚）**の控えも必要。）
- ② 申請の対象とする月の月間事業収入がわかるもの（売上台帳、帳面など）
- ③ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- ④ 本人確認書類（運転免許証、個人番号カード等）

※2019年の確定申告書類がない場合は、市町村民税・特別区民税・都道府県税などの申告書類でも申請可能です。

申請期間・方法

✓ **令和2年5月1日から令和3年1月15日まで**

※ 電子申請の送信完了の締切は、令和3年1月15日の24時まで



✓ 申請は、持続化給付金ホームページをアクセス！

持続化給付金

検索

給付額の計算例

昨年の年間事業収入480万円を12で割った額（平均月収）と比較します！

2019年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	・・・	12月
	40万円	40万円	40万円	40万円	40万円	40万円		40万円
2020年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	・・・	12月
	40万円 (±0)	36万円 (▲10%)	20万円 (▲50%)	10万円 (▲75%)	28万円 (▲30%)			

給付額の計算 (4月の収入10万円(▲75%の月)を選択して計算)

480万円 - (10万円 × 12か月) = **360万円**

360万円 > 100万円 (上限額)

給付額 100万円

※ 対象とする月の収入は、2020年1月～12月のうち、前年の平均月収比で事業収入が50%以上減少した月から、ひと月を申請者が任意で選択できます。

相談ダイヤル

持続化給付金事業コールセンター **0120-115-570**

【IP電話専用回線】 **03-6831-0613**

受付時間 **8:30 ~ 19:00**

※ 5月・6月は毎日、7月～12月は日曜から金曜まで（土曜を除く）

